



組合員の皆様へ

生き生きだより



新年明けましておめでとうございます。
心身ともに健康で過ごす事の出来る1年にしたいですね。
今回は話題にもなっている「**健康保険証**」について少し紹介します。
まずは、どう変わったのか、変わるのはを知っておきましょう。

○「マイナンバーカード」と「健康保険証」の一体化へ

- ・ 昨年の12月からこれまでの健康保険証の発行が終了し、保険証として登録したマイナンバーカード、いわゆる「**マイナ保険証**」にて、医療機関受診等の際に提示、受付することが推奨されています。

質問①これまでの保険証は使えなくなるの？

- ・ これまでの保険証も有効期限内であれば、令和7年12月1日まで使用できることになっています。



質問②マイナンバーカードを持ってないけど？

- ・ まだ取得していない方や、持っていても保険証としての登録をしていない方へ「**資格確認書**」が交付されています。
これまでの保険証同様に、持参して提示しましょう。
※お勧めの場合は、退職時に勤務先への返却が必要です。

今後は『**マイナ保険証**』か『**資格確認書**』のどちらかで受診となります。

○「マイナ保険証」利用の**メリット**と**デメリット**

- ・ **メリット** ① 医療機関側で正確な医療情報（過去の診察、処方薬など）の共有が可能
- ・ **メリット** ② 高額療養費制度の限度額を超える支払いについて手続きなしでの免除
- ・ **メリット** ③ 初診料や再診料に“数円”的な差がありお得に
- ・ **デメリット①** 保険証登録はすぐできますが、カード自体を作成する場合時間がかかる
- ・ **デメリット②** 更新手続きは自分自身で行わないといけない
- ・ **デメリット③** 紛失時のリスクが増す？かも



氏名・住所・電話番号・勤務先・振替口座の変更はありませんか？

変更があった場合は、長崎医療共済事務局まで、ご連絡ください。

長崎医療共済生活協同組合

午前9時～午後17時まで受付
(土日祝日、年末年始は除きます)

長崎医療共済生活協同組合

フリーダイヤル **0120-927-966**
<https://nagasaki-iryokyosai.jp>